

# ＝ 12月は“町税等の徴収強化月間”です！ ＝

町では、12月を「町税等徴収強化月間」と定め、町税（道町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税）および使用料など（介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料、公営住宅料、水道料、下水道料、医療費）の徴収強化に取り組みます。

## 【徴収強化の取組】

### ○納付相談

町税や使用料などを納期限内に納めることが困難な方からの相談を随時受け付けていますので、決してそのままにせず、必ずご相談ください。

### ○催告と訪問徴収

納期を過ぎても納付されていない方に対し、文書・電話による催告、自宅や勤務先への訪問を行います。

### ○滞納処分等の強化

町税および使用料などの滞納者で、完納に向けた納付意思が認められない方、納付誓約等を守らない方などに対して、勤務先への給与調査、官公署や金融機関への財産調査等を実施し、差押等の滞納処分を行います。

## 【納付書をご確認ください】

お手元の納付書などをご確認いただき、まだ納付されていない町税や使用料などがありましたら、お早めに納付ください。

なお、納付書が見当たらない場合は、役場までお越しいただくか、電話でお問い合わせください。

## 【便利で確実な口座振替をご利用ください】

口座振替は、預金口座から町税や使用料などが各納期限に合わせて自動的に引き落とされますので、日中お忙しい方や不在がちな方などに大変便利です。

口座振替を希望される方は、預金通帳と通帳使用印をご持参のうえ、町内の金融機関または役場各担当窓口でお申し込みください。

**納付に関する相談は随時受け付けていますので、お早めにご相談ください。**

## 【お問い合わせ先】

・税金	住民生活課 税務保険グループ税務担当	電話：5-1115	告知端末機：5-8812
・後期高齢者医療保険料	住民生活課 税務保険グループ保険担当	電話：5-1115	告知端末機：5-8812
・介護保険料	保健福祉課 戸籍福祉グループ介護保険担当	電話：5-1115	告知端末機：5-8813
・公営住宅料	建設管理課 管理グループ住宅担当	電話：5-1116	告知端末機：5-8816
・水道料、下水道料	建設管理課 管理グループ上・下水道担当	電話：5-1116	告知端末機：5-8816
・保育料	認定こども園	電話：5-1254	告知端末機：5-1254
・医療費	町立診療所	電話：5-1221	告知端末機：5-1221

# 防災ハザードマップが新しくなりました！ No.2

幌延町では、新しい「幌延町防災ハザードマップ」を作成し、町広報誌11月号と一緒に配布しましたので、防災ハザードマップのポイントや避難行動の考え方について、11月号から1月号の計3回にわたり掲載します。

## (1) 土砂災害 警戒区域と特別警戒区域の表示について

新しい防災ハザードマップの地図面に「土砂災害警戒区域（イエローゾーン）」と「土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）」の表記が加わりました。

これは、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、町内18箇所の危険箇所（土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所）のうち13箇所について、北海道が平成27年度に基礎調査を行い、平成28年11月に警戒区域および特別警戒区域として指定したものです。

残りの5箇所については、「土石流危険渓流」および「地すべり危険箇所」の表記となっていますが、今後の基礎調査の結果を反映し、警戒区域または特別警戒区域として指定されます。

## (2) 備蓄品・非常用持ち出し品 日頃からの備えをお願いします！

幌延町では、災害の発生に備え、「幌延町防災備蓄品計画」に基づき生活用品や非常食等の備蓄を進めていますが、数量や種類は必要最低限の備蓄です。

自分の身の安全は自分で守る「自助」が防災の基本であるという考え方から、ハザードマップ「非常用持ち出し品チェックリスト」を参考に、非常用持ち出し品の準備と3日分程度の食料品および飲料水の「日常備蓄」を皆さまにお願いします。

※事業所等へのハザードマップ配布をご希望の方は、役場総務財政課総務グループまでお問い合わせください。

**お問い合わせ先：総務財政課 総務グループ 電話：5-1111 告知端末機：5-8811**